

「設計業務共通仕様書【農業農村整備編】」の制定について（平成23年3月14日農村第2124号農林水産部長通知）
一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現 行
<p>第1章 総則</p> <p>1-1 [略]</p> <p>1-2 用語の定義</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>(8) [削除]</u></p> <p><u>(8)</u></p> <p>(9)～(35) [略]</p> <p>1-3 業務の着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 <u>14</u> 日以内に設計業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。</p> <p>1-4～1-5 [略]</p> <p>1-6 管理技術者</p> <p>1.～2. [略]</p> <p>3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）または業務に該当する部門）、<u>博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>1-1 [略]</p> <p>1-2 用語の定義</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する知識を有する者で、特記仕様書で規定する者または発注者が承諾したものをいう。</u></p> <p>(9)～(36) [略]</p> <p>1-3 業務の着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 <u>15</u> 日以内に設計業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。</p> <p>1-4～1-5 [略]</p> <p>1-6 管理技術者</p> <p>1.～2.</p> <p>3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）または業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）<u>の</u></p>

<p>務に該当する部門)、畑地かんがい技士 (畑地かんがい業務に限る)、<u>農業水利施設機能総合診断士 (農業水利システムの総合的な機能診断業務に限る)、農業農村地理情報システム技士 (地理情報システムに関する業務に限る)、農業水利施設補修工事品質管理士 [コンクリート構造物分野] (農業水利施設補修工事 (コンクリート構造物) の設計業務に限る) のいずれかの資格を有するもの</u>、または、これと同等の能力と経験を有する技術者 (<u>大学卒 18 年 (短大・高専卒 23 年、高校生 28 年) 以上相当の能力と経験を有する者をいう。</u>) であり、日本語に堪能 (日本語通訳が確保できれば可) でなければならない。</p> <p>4. ~ 6.</p> <p><u>7. 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</u></p> <p>1-7 照査技術者及び照査の実施</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 照査技術者は、設計業務の履行にあたり、技術士 (総合技術監理部門 (業務に該当する選択科目) 又は業務に該当する部門)、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー (業務に該当する部門) のいずれかの資格を <u>有するもの</u>、畑地かんがい技士 (畑地かんがい業務に限る)、農業水利施設機能総合診断士 (農業水利システムの総合的な機能診断業務に限る) または、これと同等の能力と経験を有する技術者 (<u>大学卒 18 年 (短大・高専卒 23 年、高校生 28 年) 以上相当の能力と経験を有する者をいう。</u>) であり、日本語に堪能 (日本語通訳が確保できれば可) でなければならない。</p> <p>3. ~ 4.</p> <p>5. 照査技術者は、<u>特記仕様書に定める照査報告毎に照査結果</u>を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書としてとりまとめるものとする。</p> <p><u>6. 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の</u></p>	<p><u>いずれかの資格を有し、別紙にある分類 I から分類 IV のうち該当する分類に定める業務経験を有するもの</u>、畑地かんがい技士 (畑地かんがい業務に限る)、農業水利施設機能総合診断士 (農業水利システムの総合的な機能診断業務に限る)、農業農村地理情報システム技士 (地理情報システムに関する業務に限る) または、これと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能 (日本語通訳が確保できれば可) でなければならない。</p> <p>4. ~ 6.</p> <p><u>7. [新設]</u></p> <p>1-7 照査技術者及び照査の実施</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 照査技術者は、設計業務の履行にあたり、技術士 (総合技術監理部門 (業務に該当する選択科目) 又は業務に該当する部門)、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー (業務に該当する部門) のいずれかの資格を <u>有し、別紙にある分類 I から分類 IV のうち該当する分類に定める業務経験を有するもの</u>、畑地かんがい技士 (畑地かんがい業務に限る)、農業水利施設機能総合診断士 (農業水利システムの総合的な機能診断業務に限る) または、これと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能 (日本語通訳が確保できれば可) でなければならない。</p> <p>3. ~ 4.</p> <p>5. 照査技術者は、<u>業務完了に伴って照査結果</u>を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書としてとりまとめるものとする。</p> <p><u>6. [新設]</u></p>
---	---

技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

1-8～1-10 [略]

1-11 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し調査職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
(1)～(10) [略]

なお、(2) 実施方針又は (10) その他には、1-31 安全等の確保、1-35 個人情報取り扱い及び1-36 行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。また、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

3. ～4. [略]

1-12 業務実績データの作成及び登録

1. 受注者は、委託料が 100 万円以上の業務について、当初契約時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) に基づく業務実績データを作成し、調査職員へ 提出するものとする。また、速やかに、登録機関から発行される業務実績登録通知を調査職員に提出しなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

2 業務実績登録通知の提出は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。

(1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内に登録通知を調査職員に提出する。

(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内に登録通知を調査職員に提出する。

(3) 業務完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き 10 日以内に登録通知を調査職員に提出するものとし、訂正時の

1-8～1-10 [略]

1-11 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後 15 日以内に業務計画書を作成し調査職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
(1)～(10) [略]

なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。

3. ～4. [略]

1-12 業務実績データの作成及び登録

受注者は、委託料が 100 万円以上の業務について、当初契約時、登録内容の変更時、業務完了時において、当初契約時は契約担当者の確認を受けた後 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 10 日以内に、業務完了時は完了後 10 日以内に、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) に基づく業務実績データを作成し、調査職員へ 確認依頼 をする。調査職員は、業務カルテ確認システムを利用して電子的な承認を行った後、AGRISセンターと受注者に承認済みファイルを送付する。ただし、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

登録は適宜行うものとする。

1-13～1-14 [略]

1. ～2. [略]

1-15 地元関係者との交渉等

1. ～3. [略]

4. 受注者は、設計業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。

5. [略]

1-16 土地への立入り等

1. ～2. [略]

3. 受注者は、前項の場合において損失のため生じた必要経費の負担については、設計図書に示す他は調査職員と協議により定めるものとする。

4. [略]

1-17 成果物の提出

1. ～2. [略]

3. 受注者は、「設計業務等の電子納品要領（案）」、「電子納品運用ガイドライン（案）【業務編】」を参考として、作成した電子データを電子媒体で提出するものとする。また当該電子データの提出に当たっては、「電子納品チェックシステム（農林水産省農業農村整備事業版）」（http://www.maff.go.jp/j/nousin_youryou/index.html）によるチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、ウイルス対策を実施するものとする。

1-18 [略]

1-13～1-14 [略]

1. ～2. [略]

1-15 地元関係者との交渉等

1. ～3. [略]

4. 受注者は、設計業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。

5. [略]

1-16 土地への立入り等

1. ～2. [略]

3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要を生じた経費の負担については、設計図書に示す他は調査職員と協議により定めるものとする。

4. [略]

1-17 成果物の提出

1. ～2. [略]

3. 受注者は、「設計業務等の電子納品要領（案）」、「電子納品運用ガイドライン（案）【業務編】」を参考として、作成した電子データを電子媒体で提出するものとする。また当該電子データの提出に当たっては、「電子納品チェックシステム（農林水産省農業農村整備事業版）」（http://www.maff.go.jp/j/nousin_youryou/index.html）によるチェックを行い、エラーがないことを確認により成果物を提出するものとする。

1-18 [略]

<p>1-19 [略]</p> <p>1-20 修補</p> <p>1. ～3. [略]</p> <p>1-21 条件変更等</p> <p>1. 契約書第 18 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第 29 条第 1 項に<u>規定する天災その他の</u>不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。</p> <p>2. [略]</p> <p>1-22 ～1-27 [略]</p> <p>1-28 再委託</p> <p>1. 契約書第 7 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを<u>再委託</u>することはできない。</p> <p>2. <u>受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、トレース、資料整理、模型制作、速記録の作成、翻訳、アンケート票の配布、電子納品の作成業務などの簡易な業務、その他特別仕様書に定める事項の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。</u></p> <p>3. 受注者は、<u>前 2 項</u>に規定する業務以外の<u>再委託</u>にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>4. [略]</p> <p>5. 受注者は、設計業務等を<u>再委託</u>に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。なお、協力者は、沖縄県農林水産部の測量及び建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、沖縄県農林水産部の指名停止期間中に<u>再委託</u>してはならない。</p>	<p>1-19 [略]</p> <p>1-20 修補</p> <p>1. ～3. [略]</p> <p>1-21 条件変更等</p> <p>1. 契約書第 18 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第 29 条第 1 項に定める不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。</p> <p>2. [略]</p> <p>1-22 ～1-27 [略]</p> <p>1-28 再委託</p> <p>1. 契約書第 7 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを<u>再委任</u>することはできない。</p> <p>2. <u>契約書第 7 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計とする。</u></p> <p>3. 受注者は、<u>第 1 項及び第 2 項</u>に規定する業務以外の<u>再委任</u>にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>4. [略]</p> <p>5. 受注者は、設計業務等を<u>再委任</u>に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。なお、協力者は、沖縄県農林水産部の測量及び建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、沖縄県農林水産部の指名停止期間中<u>であって</u>はならない。</p>
---	---

<p>1-29 [略]</p> <p>1-30 守秘業務</p> <p>1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。<u>ただし、成果物の発表に際しての守秘義務について、第1-29条第1項の承諾を受けた場合には、この限りではない。</u></p> <p><u>2. [削除]</u></p> <p>1-31 安全等の確保</p> <p>1. ～5. [略]</p> <p>6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに関係官公庁の指導に従い、<u>爆発等の防止</u>に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>7. 受注者は、屋外で行う設計業務の実施にあたっては豪雨、出水、地震、落雷等の自然災害に対して常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。<u>また</u>災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。</p> <p>8. [略]</p> <p>1-32 臨機の措置</p> <p>1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を<u>速やかに</u>調査職員に報告しなければならない。</p> <p>2. [略]</p> <p>1-33～1-34 [略]</p> <p><u>1-35 個人情報の取扱い</u></p>	<p>1-29 [略]</p> <p>1-30 守秘業務</p> <p>1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。</p> <p><u>2. 受注者は、成果物の発表に際しての守秘義務については、1-29 成果物の使用等第1項の承諾を受けた場合はこの限りではない。</u></p> <p>1-31 安全等の確保</p> <p>1. ～5. [略]</p> <p>6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに関係官公庁の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>7. 受注者は、屋外で行う設計業務の実施にあたっては豪雨、出水、地震、落雷等の自然災害に対して常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。</p> <p>8. [略]</p> <p>1-32 臨機の措置</p> <p>1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を調査職員に報告しなければならない。</p> <p>2. [略]</p> <p>1-33～1-34 [略]</p> <p>1-35～1-37 <u>[新設]</u></p>
--	---

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずる

ものとする。

7 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9 管理の確認等

(1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期検査等により確認し、発注者に報告するものとする。

(2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取扱状況について報告を求め、又は検査することができる。

10 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第1-11条で示す業務計画書に記載するものとする。

11 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

1-36 行政情報流出防止対策の強化

受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第1-11条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

2 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

(1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

(2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

(3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

(1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情

報管理責任者」という。)を選任及び配置し、第1-11条で示す業務計画書に記載するものとする。

(2) 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

(1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

(2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

1-37 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法(昭和49年法律第116号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、健康保険法(大正11年法律第70号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第2章 設計業務等一般

2-1～2-3 [略]

2-4 設計業務の条件

1. ～12. [略]

13. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、「設計比較対象技術」等有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、「設計比較対象技術」等有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

- ・ 農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、
http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。
- ・ 新技術情報システム（NETIS）は
<http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp> を参照。

2-5 [略]

別紙 [削除]

参考 設計業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略]

第2章 設計業務等一般

2-1～2-3 [略]

2-4 設計業務の条件

1. ～12. [略]

13. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、もしくは、概略設計における比較案を予備設計において評価、検討する場合には、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、「設計比較対象技術」等有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、「設計比較対象技術」等有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

2-5 [略]

別紙 [削除]

参考 設計業務共通仕様書に基づく提出書類一覧表 [略]